

(書式 3 - 3 - 6)

一時使用目的の借家の場合の解除合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間で締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付建物賃貸借契約（以下「本件契約」という）について、次のとおり合意する。

第 1 条 甲乙は、本件契約が、一時使用目的の賃貸借契約であることを確認し、本日、同契約を合意解除する。

第 2 条 乙は甲に対し、本件契約の建物（以下「本件建物」という）の明渡し義務があることを認める。

第 3 条 乙は甲に対し、本日限り、現状有姿で本件建物を明渡し、甲は明渡しを受けた。

第 4 条 乙は、本件建物の明渡しに際しては、造作の買取請求権又は有益費・必要費の償還請求権を有しない。

第 5 条 乙は、本件建物に残置された動産類の所有権を放棄するとともに、甲においてそれらを任意処分することに異議はないことを確認する。

第 6 条 甲乙間には、本合意書及び契約終了に関する本件契約に定めるものの外、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙



解 説

(第1条)

一時使用の目的による賃貸借契約であったとしても、合意解除するのであれば、通常の賃貸借契約との違いは無い。ただし、立ち退き料などを認めない合理的理由となること等、一時使用目的の賃貸借契約であったことを注意的に記載した。

(第4条)

造作の買取請求権又は有益費・必要費の償還請求権などの借家人の権利を発生させないことを確認しておく必要がある。

(第5条)

退去後も建物内に残存する動産類の処分権限について、合意書上明確化させる必要がある。

(印 紙)

本件の文書には、印紙は不要である。